(2)　「その国内鉱業者等の役員及びその国内鉱業者等又はその子会社の技術者が派遣されていること」との要件について、役員に業務を執行する役員として派遣されているその国内鉱業者等の重要な使用人を加えるとともに、技術者から重要な使用人を除外する。

(二)　新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除制度について、控除限度額となる所得の金額から青色欠損金額等がその青色欠損金額等のうちその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を超える部分の金額を控除することとした。（租税特別措置法施行令第三五条及び第三九条の八九関係）

(三)　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例について、対象となる事業に係る所得の金額の計算の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三七条及び第三九条の九〇の二関係）

(三)　交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、国際課税原則の見直しに伴い、外国法人が本特例の対象となるかどうかの判定方法の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第三七条の四関係）

(四)　土地の譲渡等がある場合の特別税率について、適用除外となる棚卸資産の譲渡の範囲に、防災街区計画整備組合が行う第一種市街地再開発事業による個別利用区内の宅地の譲渡を加えることとした。（租税特別措置法施行令第三八条の四関係）

(五)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換えについて、都市再開発法の改正により第一種市街地再開発事業において設定されることとなる個別利用区内の宅地については、再開発会社が取得するものを買換資産の対象に含めないこととした。（租税特別措置法施行令第三九条の七関係）

(六)　社会保険診療報酬の所得の計算の特例について、対象となる事業年度から除外される事業年度の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二四の二及び第三九条の一二二の二関係）

(七)　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる事務負担に配慮する必要がある中小企業者等の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二八及び第三九条の一二四関係）

(六)　中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例における対象となる事実に係る再建計画の要件について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第三九条の二八の二及び第三九条の一二四の二関係）

(1)　その再建計画に定めるべき事項から再生債権の取得対価の額を除外する。

(2)　その再建計画が、再生債権の取得対価の額が適正であることにつき確認をする手続及びその確認をする者が定められた準則に従って策定されたものであることとする。

(九)　投資法人に係る課税の特例における事業年度終了の時において有する特定の資産の総資産に対する割合が二分の一超であることとの要件について、次の改正を行うこととした。（租税特別措置法施行令第三九条の三二の三関係）

(1)　特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間を再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から二〇年（改正前一〇年）以内に終了する各事業年度とする。

(2)　特定の資産のうち匿名組合契約等に係る権利について、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限る。

(〇)　特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、事業年度終了の時において有する特定の資産の総資産に対する割合が二分の一超であることとの要件における特定の資産のうち匿名組合契約等に係る権利を、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限ることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三五の三関係）

3　国際課税

(一)　国外関連者との取引に係る課税の特例等について、独立企業間価格を算定するために必要と認められる一定の書類の作成・保存等の義務が免除される国外関連取引の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三五条の一八の三、第三九条の一二、第三九条の一二の三、第三九条の三三の四、第三九条の一一二及び第三九条の一二六の四関係）

(二)　特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供制度について、企業グループ、多国籍企業グループ、構成会社等及び最終親会社等の範囲の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の一二の四関係）

(三)　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例における適用除外基準について、特定外国子会社等が事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している場合と同様の状況にある場合並びに特定外国子会社等が事業の管理、支配及び運営を自ら行っている場合と同様の状況にある場合の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の一七及び第三九条の一七関係）

4　資産課税

(一)　農地等に係る贈与税の納税猶予制度について、適用を受けることができる受贈者の要件に一定の基準を満たす農業経営を行っていることを加えることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の六関係）

(二)　農地等に係る贈与税の納税猶予制度について、当該継続届出書等を提出する者の個人番号の記載を要しないこととした。（租税特別措置法施行令第四〇条の七、第四〇条の七の二、第四〇条の八、第四〇条の八の二及び第四〇条の八の四関係）

(三)　特定国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる特定国際船舶を総トン数が一万トン以上の国際船舶で、出港の制限を受けたことのないものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとすることとした。（租税特別措置法施行令第四三条関係）

(四)　特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置について、適用対象となる資金の貸付けの要件等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五二条関係）

5　消費課税

(一)　バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税の課税標準の特例に係る届出書等について、当該届出書等を提出する者の個人番号の記載を要しないこととした。（租税特別措置法施行令第四六条の一二、第四六条の二七、第四七条の九、第四八条の三、第四八条の五及び第五〇条の二関係）

(二)　特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第五〇条の四関係）

(1)　適用対象となる路線の範囲に、離島と成田国際空港との間の路線を加える。

(2)　離島と大阪国際空港又は関西国際空港との間の路線の指定要件を緩和する。

(3)　適用対象となる路線の指定手続を簡素化する。

二　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六〇年政令第六一号）の一部改正関係

農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等について、農業生産法人が農地所有適格法人に名称変更されること等に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第八条関係）

三　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第一五八号）の一部改正関係

特定農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合の贈与税の納税猶予の継続の特例について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二八条関係）